

交通安全NEWS

Monthly Report

2026. 9

特集 生活道路の法定速度が変わります！

令和8年9月1日施行の改正道路交通法施行令により、最高速度の標識がない生活道路※1における自動車の法定速度が、60km/hから30km/hに引き下げられます。対象となる道路は、全国の道路のおよそ7割を占めると言われています。

今号では、制度改正の背景や対象となる道路の基準および取り組むべき安全運転のポイントをご紹介します。

※1 国土交通省の統計資料では「車道幅員5.5m未満の道路」を生活道路としています。

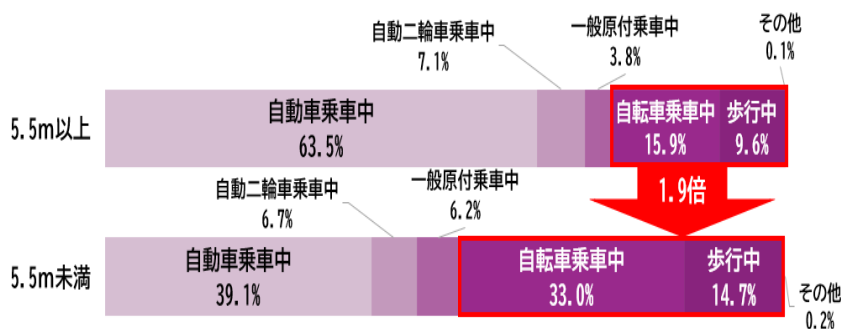
出典：警察庁・都道府県警察「広報啓発ポスター」<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>
(2026年8月4日閲覧)



1 生活道路の危険性

近年、生活道路では「ゾーン30」および「ゾーン30プラス」※2などの対策を講じられてきたものの、歩行者や自転車利用者の安全確保は、今なお重要な課題となっています。

- ◆ **歩行中・自転車乗車中の死傷者の割合**
道路幅員別・状態別死傷者数によると、車道幅員5.5m未満の道路では、歩行中および自転車乗車中の死傷者が占める割合が、5.5m以上の道路に比べて**約1.9倍**高くなっています（図1）。



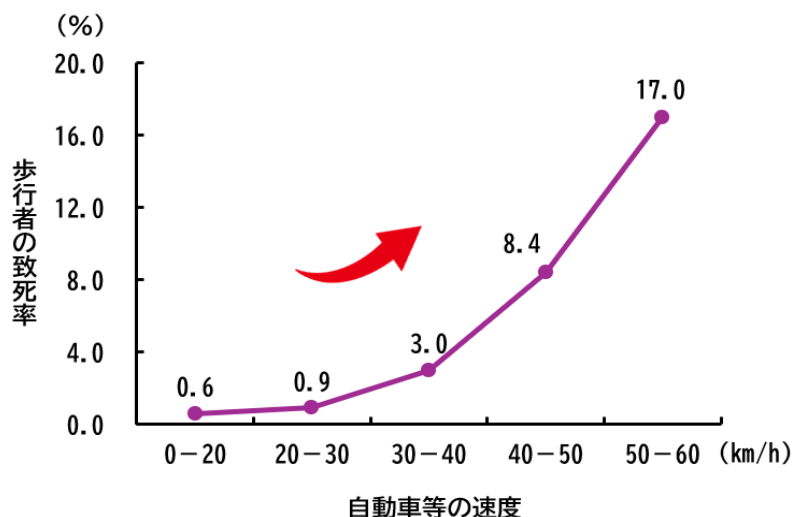
(図1) 道路幅員別・状態別死傷者数(令和7年中)

- ◆ **衝突速度と致死率の関係**
自動車と歩行者の事故は、衝突時の速度が**30km/hを超えるにつれて致死率が急激に上昇します**（図2）。

生活道路は、歩行者や自転車利用者との事故が発生しやすい場所です。

さらに、自動車の速度が上がるほど、取り返しのつかない重大事故の発生確率が高まります。

※2 「ゾーン30・ゾーン30プラス」については、警察庁「ゾーン30、ゾーン30プラスについて」を参照ください。
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/kisei/zone30/zone30.html>



(図1) 出典：警察庁交通局 令和8年7月「生活道路におけるゾーン対策「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の概要より当社作成

(図2) 出典：国土交通省「道路交通安全対策」より当社作成

(図2) 自動車等の速度と歩行者の致死率



対象となる道路の基準

道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、**指定されている速度**が最高速度となります。

区分	30km/hとなる道路	60km/hのままの道路
中央線・車両通行帯	なし	あり
往復方向の分離	なし	中央分離帯等により分離されている
道路の例	主に地域住民の日常生活に利用される道路など (住宅街、通学路、農道など) 	幹線道路、自動車専用道など 

法定速度の範囲内であっても、道路交通状況に応じて、安全な速度で走行しましょう。



今日からできる安全運転ポイント

生活道路の法定速度が変更されるこの機会に、私たちドライバーも日頃の運転行動を見直してみませんか。次の3つのポイントを実践し、生活道路を安全に走行しましょう。

① スピードメーターを確認しましょう！

速度が30km/h以下になっているか確認しましょう。

② 「かもしれない」運転を徹底しましょう！

歩行者や自転車利用者が急に飛び出してくるかもしれないと、いつでもブレーキを踏めるよう準備しておきましょう。

③ 「抜け道」利用はやめましょう！

渋滞を避けるために、生活道路を通り抜けるのは危険です。少し遠回りになっても、歩車分離が整備されている幹線道路を優先して走るように心がけましょう。



出典：内閣府 交通安全イラスト集

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒163-6028 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー28階
 <公式ウェブサイト><https://www.sompo-rc.co.jp>
 SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

京葉産業株式会社

TEL：047-322-6760
 FAX：047-322-6761